

平 戸 市 監 査 公 表 第 93 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 26 年 5 月 27 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 山 田 能 新

第 1 監査の対象

生涯学習課・公民館・図書館・開発総合センター・生月町 B&G 海洋センター

第 2 監査の期間

平成 26 年 2 月 5 日から平成 26 年 2 月 14 日まで

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 23～24 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。

- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。
- (5) 建設工事関係
 - ① 工事請負関係事務は適正に行われているか。

第5 監査の結果

今回の監査は、前回実施した平成22年度定期監査の指摘事項等についても併せて監査を実施した。その結果、概ね良好に処理されていることが認められたが、以下に記述する事項については、今後検討され適正な処理、改善に努められるよう望むものである。また、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

【指摘事項】

- ① 平戸市総合運動公園ライフカントリーの土地の未登記について（生涯学習課）
ライフカントリー、赤坂野球場及び周辺施設に係る土地の未登記問題については、前回の定期監査の折にも指摘を行っているが、未解決のままである。該当する土地は75地権者、181筆で、そのうち40地権者、73筆が未登記となっている。このことについては、分筆の内容、地権者の確認など台帳の整備を確実なものにし、未登記箇所が図面上でわかるような資料づくりなどをすべきである。
なお、平常業務と並行して実施することが困難な場合は、専門的に行う臨時職員等を配置し、加えて国土調査を優先的に実施するなど関係部署との連携や外部委託の検討を行い、持続性のある業務の推進を行うことが必要であると考えます。

【指導事項】

- ① 公民館運営審議会の会議録について（各公民館）
会議録の作成については、中部、田平は会議録を作成しておらず、南部、生月は

簡単な報告書を会議録とし、北部と大島は作成している。公民館運営審議会は法定審議会でもあり、審議会での要望や意見を確認し、事業を具体化するためにも会議録は必要である。

② 防火管理について（各公民館）

防火管理者については、業務の重要性や責任の重さからその指揮命令は必要不可欠なものである。資格要件としては、消防団員で、3年以上管理的又は監督的な職にあった者で消防団長の証明がある者（運用は班長以上の階級に3年以上あった消防団員に適用される）も可能ではあるが、業務の重要性や責任の重さから、その任に就く者は管理職が望ましい。このことから、中部公民館は主事、生月中央公民館は係長となっているので館長への変更が必要である。

③ 消防防災訓練について（各公民館）

防火設備点検は法定点検であり全館実施している。消防計画も策定され自主消防組織も定められているが、消防防火訓練は平成23～24年度だけでなく長年にわたり実施されていない箇所もある。公民館は市民が多く集う場所であり、図書館、図書室が併設され、万が一火災が発生した場合、その被害が甚大となりえる場所でもある。日常的な消防防火訓練が必要である。

【意見】

① 公民館運営審議会について（各公民館）

審議会委員数は条例で10名以内と決められているが、その数は北部・中部・南部で6名、生月10名、田平9名、大島10名となっている。委員構成については、学識経験者、学校長、地区区長、老人クラブ代表、女性団体代表は各公民館とも、およそ同じであるが、利用者（団体）代表が少ないように思われる。

また、審議会は、平成23～24年度に4回開催されている。委員の出席状況を見ると半分以上欠席している団体もあるので、選出団体等を考慮することも考えられる。

② 施設老朽化の対応について（生涯学習課）

ライフカントリーは平成5年、赤坂野球場は平成6年、シーライフひらどは平成7年に建設されている。建設から18～20年が経過しており、建物や機械設備の老朽化への対応を検討すべきである。特に、シーライフひらどの屋外スライダーは、専門業者による保守点検が行われているが、万一事故発生時に身体への影響が大きいと思われるので、プール開放期間中には事故防止を念頭においた日常点検を行うことも重要である。

③ 建物の老朽化について（生月分室・公民館）

特殊建築物定期調査報告書によると、中央公民館は防災上支障があり、既存不適格建築物となっており、建物の耐震化など維持管理について方向性を出すことが求められる。

また、生月開発総合センターについてもステージ屋上2ヶ所からの雨漏りが確認されており、風向きによっては相当の雨水が流れ込んでおり、うち1ヶ所は平成22年からの状態となっているので、建物の早急な補修を要する。

第6 むすび

生涯学習課所管及び分室所管の公民館等施設については、市民が多岐にわたり使用する施設であることから、市民が利用しやすい開館時間等、市民目線での管理運営が必要である。また、施設についても市民が安心して利用できるよう施設や設備の点検を行い異常等があるものについては早期の対応が必要であり、利用者が参加した防火訓練等も必要と思われる。

図書館業務について、図書の貸出冊数を平成23年度と24年度で比較すると、平戸図書館は39,600冊及び大島図書室は700冊で変わらず、永田図書館は29,600冊で微減、南部図書室では1,700冊で2割以上の減、生月図書室は12,300冊で3倍以上の増、田平図書室は9,000冊で2割増となっている。

また、図書貸出システムを利用した各図書館・室の相互貸出配送も平成26年2月現在で1,600冊以上、県立図書館等の市外図書館からの借受も平戸、永田図書館を中心に3,000冊以上となっている。市民にとって図書館は身近な公共施設であり、今後とも図書館業務の推進に努められたい。

＜参考＞指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。